

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から同年 9 月までの期間並びに同年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 11 月及び同年 12 月

昭和 61 年 7 月に団地から店舗兼住宅に転居した後、国民年金保険料は、妻が国民健康保険税などと一緒に役場に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 4 か月、申立期間②は 2 か月といずれも比較的短期間である。また、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険税などと一緒に納付していたとする主張には、申立期間①及び②前後の国民年金保険料が納付済みであるとともに、申立人は自営業を営み、申立期間当時は経営も順調であり、申立期間の国民年金保険料を納付するのに経済的な問題は無かったとしていることから、不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から同年 9 月までの期間並びに同年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 11 月及び同年 12 月

昭和 61 年 7 月に団地から店舗兼住宅に転居した後、国民年金保険料は、国民健康保険税などと一緒に役場に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 4 か月、申立期間②は 2 か月といずれも比較的短期間である。また、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険税などと一緒に納付していたとする主張には、申立期間①及び②前後の国民年金保険料が納付済みであるとともに、申立人の夫が自営業を営み、申立期間当時は経営も順調であり、申立期間の国民年金保険料を納付するのに経済的な問題は無かったとしていることから、不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 59 年 2 月まで

私の昭和 49 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、元妻が納付しており、申立期間についても元妻の性格から私の保険料を納付していないとは考えられないため、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の元妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の元妻は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況についての記憶も曖昧である。

さらに、申立人の元妻の国民年金被保険者記録では、申立期間当時、任意加入から強制加入への切替手続がなされておらず、強制被保険者となるべき期間も含めてすべて任意加入となっていることから、夫婦共に国民年金に係る手続を行っていなかったものと推認でき、申立人についても、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていないと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁及びA市の記録では、申立期間は、いずれも国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月まで
20 歳のときに A 町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間については、半年分ぐらいつつ、定期的に納付していたはずなので、国民年金保険料納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、半年分ぐらいつつ定期的に納付していたと主張しているが、納付場所及び納付金額についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立期間当時、申立人の妻も申立期間に相当する期間は未納であったが、その未納期間については、第 2 回特例納付の期間に特例納付したことが確認できるものの、申立人及び申立人の妻は、その際に夫婦二人分を特例納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 10 月以降に払い出されたことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで
② 昭和 37 年 10 月から 41 年 9 月まで

申立期間は A 市 B に住んでおり、国民年金保険料は自治会の役員の C さんに妻が納付していた。保険料額は 100 円から 200 円であったと思う。申立期間の国民年金保険料が未納や未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る国民年金手帳記号番号が申立人の妻と連番で昭和 36 年に払い出されたことは確認できるものの、当該期間の申立人の保険料を納付したとする申立人の妻についても当該期間の大半は保険料が未納となっている。

申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人は昭和 37 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年 10 月から 41 年 9 月までは国民年金の未加入期間となっていることから、当時、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間については申立人の妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、A 銀行 B 支店の普通預金口座から、自動振替で納付した。預金通帳も処分しており、銀行にも 10 年以上前の記録の保管は無いとのことで、納付に関して物的証拠は無いが、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は満 60 歳であるが、60 歳以上に係る国民年金の任意加入被保険者制度は、昭和 61 年 4 月から始まった制度であることから、申立人は、申立期間のうち、60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に任意加入することはできなかったものと考えられ、申立内容には不自然な点が見られる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法は A 銀行 B 支店の普通預金口座からの自動振替によると主張しているが、申立期間に係る同行の異動明細表では、保険料が自動振替された実績は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿等）及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が保有する昭和 50 年 3 月 24 日発行の国民年金手帳に、（資格喪失）昭和 60 年 9 月 22 日、（資格取得）昭和 62 年 1 月 21 日と記入されていることから、申立人の申立期間は、国民年金の被保険者でなかったことが確認でき、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 34 年 10 月 10 日まで
私は、社会保険事務所から、申立期間について脱退手当金が支給されているとの説明を受けたが、手続を行った覚えは無いので、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間に勤務した A 社において、昭和 30 年 4 月から 35 年 12 月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の中で、脱退手当金の受給資格がある 20 人のうち 18 人が脱退手当金を受給しており、その 18 人のうち 15 人が 6 か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、「申立人が退職した昭和 34 年当時は、通算年金制度創設前であり、退職する女性のほとんどが脱退手当金の受給を希望し、会社が代理請求していた。」と証言していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 9 日から 32 年 8 月 26 日まで
② 昭和 32 年 11 月 28 日から 35 年 4 月 16 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していた。給料が安かったのではほかの仕事を探そうと思いB社を辞めて、脱退手当金が支給されたとする時期は実家の仕事を手伝っていた。辞めるときに請求した覚えも無く、受け取った記憶も無いので厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和 35 年 9 月 21 日に支給決定され、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき申立期間①及び②を合わせて適正に計算されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間②に係るB社において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日の前後2年以内に資格を喪失した者の中で、脱退手当金の受給資格がある者20人のうち15人が脱退手当金を受給しており、その15人のうち14人が6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。